十六	十五	十四四	十三	+	+	+	九	八	七	六	五.	兀	三	<u>-</u>	
国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄) 30	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄) 28	独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)(抄)	独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十七号)(抄) 25	独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第百九十四号)(抄) 23	独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三号)(抄)	独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第百九十一号)(抄) 20	独立行政法人林木育種センター法(平成十一年法律第百八十九号)(抄)	独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)(抄) 17	独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)(抄) 15	独立行政法人さけ・ます資源管理センター法(平成十一年法律第百九十号)(抄) 13	独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第百九十九号)(抄) 11	独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第百九十六号)(抄) 8	独立行政法人農業工学研究所法(平成十一年法律第百九十五号)(抄) 6	独立行政法人農業者大学校法(平成十一年法律第百八十八号)(抄) 4	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)(抄) 1

三十 農林	二十九印	二十八 食	二十七 労	二十六 労	二十五 船	二十四国	二十三農	二十二水	二十一国	二十 労働	十九 特定	十八 雇用	十七 国家
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(抄)	印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(抄)		労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) (抄)	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号) (抄)	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄)	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(抄)	農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)(抄)	水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)(抄)	国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)(抄)	労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)(抄)	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)(抄)	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)	国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)(抄)
: 59	: 53	: 53	: 52	: 52	: 51	: 50	: 47	: 47	: 47	: 45	: 40	: 36	31

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案参照条文

0 独立行政法人農業・ 生物系特定産業技術研究機構法 (平成十一年法律第百九十二号) 抄

第一章 総則

(定義)

第二条 の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。 規定する基盤技術に該当するものを除く。)のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであって、 果を獲得し、 この法律において「生物系特定産業技術」とは、 若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術 その業務において生物の機能を維持増進し、 (基盤技術研究円滑化法 若しくは利用し、 その開発に当たり生物の機能又はその発現 (昭和六十年法律第六十五号) 又は生物の機能の発現の成 第二条に

農林漁業

一 飲食料品製造業及びたばこ製造業

前二号に掲げるもののほか、 その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、 その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認め

.研究機構の目的)

5

れる業種として政令で定めるもの

第四条 (略)

2

農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする 研究機構は、 前項に規定するもののほか、 農業機械化促進法 (昭和二十八年法律第二百五十二号) に基づき、 農業機械化の促進に資するための

(事務所)

第六条 研究機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第七条 研究機構の資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 研究機構は、 必要があるときは、 主務大臣の認可を受けて、 その資本金を増加することができる。

3 · 4 (略)

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究機構は、 出資者の持分を取得し、 又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡し等)

第九条 政府以外の出資者は、 その持分を譲り渡すことができる。

- 2 政 府以外の出資者の持分の移転は、 取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、 これをもって研究機構その 他
- 第三者に対抗することができない。

(役員)

第十条 研究機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 研究機構に、役員として、 副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十一条 副理事長は、理事長の定めるところにより、 研究機構を代表し、理事長を補佐して研究機構の業務を掌理する。

2 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長 (副理事長が置かれているときは、 副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは 理事長及び副理事長)を補佐して研究機構の業務を掌理する。

副理事長とする。

ただし、

理 事、 副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

3

通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、

4 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間 監事の職 務 を行

(役員の任期)

てはならない。

第十二条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、 理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

研究機構は、 第四条第一 項の目的を達成するため、 次の業務を行う。

一·二 (略)

三 家畜及び家きん専用の血 清類及び薬品の製造及び配布を行うこと

四 · 五 (略)

生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、 政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその

0 配布を受けることについてあっせんすること。

生物系特定産業技術に関する情報を収集し、

整理し、

及び提供すること。

八 略

七

前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究機構は、 第四条第二項の目的を達成するため、 農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行う。

(区分経理)

第十四条 研究機構は、 次に掲げる業務ごとに経理を区分し、 それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一~三 (略)

四 前条第二項に規定する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 研究機構は、 第 項に規定する積立金の額 に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その残余

前各項に定・5 (略)

4 ・ の 5 額

額を国庫に納付し

なけ

ればならない。

6 前各項に定めるもの 0 ほ か、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十九条 (略)

2

研究機構は、 前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、 速やかにその要請された試験及び研究、 調査、 分析又は鑑定を実施しなけ

ればならない。

(出資者原簿)

第二十条 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、 第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(残余財産の分配)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、 その財産は、 玉 庫 に帰属する。

(主務大臣等

第二十三条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、 次のとおりとする。

役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項 (次号に掲げるものを除く。) については、 農林水産大臣

二~七 (略)

2 この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とする。

3 研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十四条 (略)

2

3

4

農林水産省の独立行政法人評価委員会は、

次の場合には、

を、

前条第一 項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用に

ついては、 これらの規定中 「評価委員会」とあるのは、 「財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

ければならない。

通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

通則法第三十二条第三項後段 (通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。) の規定による勧告をしようとするとき。

同項第六号に規定する業務に関しては第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かな

前条第一項第五号に規定する業務に関しては財務省の独立行政法人評価委員会の意見

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、 その認可又は承認を受けなかったとき。

____(略

○ 独立行政法人農業者大学校法(平成十一年法律第百八十八号)(抄

第一章 総則

(目的)

第 条 この法律は 独立行政法人農業者大学校の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 項に規定する独立行政法人の名称は、 この法律及び独立行政法 人通則法 独立行政法人農業者大学校とする。 (平成十一年法律第百三号。 以 下 「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第

(大学校の目的)

第三条 うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。 独立行政法人農業者大学校 (以下「大学校」という。) は、 青年である農業者に対する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行

(特定独立行政法人)

第四条 大学校は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 大学校は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 大学校の資本金は、 附則第五条第一 一項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 大学校に追加して出資することができる。

大学校は、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

3

(役員)

第七条 大学校に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 大学校に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長を補佐して大学校の業務を掌理する。

通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。

3 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職務を行

ってはならない。

2

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 青年である農業者に対し、 近代的な農業経営を担当するの に必要な学理及び技術 の教授を行うこと。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 年度に係る通則法第四十 業務の財源に充てることができる。 大学校は、 通則法第二十九条第二項第一 ・四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 当該中期目標の期間 号に規定する中期目 その変更後のもの)の定めるところにより、 の次の中期 . 標 の 期間 目標の期間 同条第一 (以下この項において 項の規定による積立金があるときは、 に係る通則法第三十条第 当該次の中期目標の期間における前条に規定する 「中期目標の期間」という。)の 項の認可を受けた中期計 その 額に相当する金 最 後 0) 画 事 業

2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法 人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

3 額 を国庫に納付しなければならない 大学校は、 第 項に規 定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その残り 余

前三項に定めるもの 0) ほ か、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める

第四章 雑則

4

(主務大臣等)

第十二条 大学校に係る通則法に おける主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十三条 次の各号のい ず 'n かに該当する場合には、その違反行為をした大学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、 その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人農業工学研究所法(平成十一年法律第百九十五号)(抄)

第一章総則

(目的)

一条この 法 律は 独立 立行政法 人農業工学研 究所の 名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 二条 この法律及び独立行政法人通則法 (平成十一 年法律第百三号。 以 下 「通則法」という。) の定めるところにより設立される通則法第二条第

項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業工学研究所とする。

(研究所の目的)

より、農業工学に係る技術の向上に寄与することを目的とする。 独立行政法人農業工学研究所 (以下「研究所」という。) は、 農業土木その他の農業工学に係る技術に関する試験及び研究等を行うことに

(特定独立行政法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 研究所に追加して出資することができる。

研究所は、 前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

3

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。

3 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職務を行

ってはならない。

2

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

農業土木その他の農業工学に係る技術(農機具に関するものを除く。) に関する試験及び研究、 調査、 分析、 鑑定並びに講習を行うこと。

一 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 業務の財源に充てることができる。 同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 研 究所は、 通則法第二十九条第二 項 第一 当 該中期目標の期間 号に規定する中 その変更後のもの) 期目 の次の中期 標 の定めるところにより、 の期間 目 同条第一項の規定による積立金があるときは、 (以下この項において 標の期間 に係る通則法第三十条第一 当該次の中期目標の期間における前条に規定する 「中期目標の期間」 項の認可を受けた中期計 という。 その 額に相当する金 0) 最 後 \mathcal{O} 画(事 業

2 大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は 前項の規定による承認をしようとするときは、 あら かじめ、 農林水産省の独立行 政法 人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

研 究所は、 第 一項に規定する積立金の 額に相当する金額から 同項の規定による承認を受けた金額を控除 してなお残余があるときは、 その残り 余の

4 前三項に定めるもの 0 ほ か、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める

第四章 雑則

3

額を国庫に納付しなけ

ればならない。

(主務大臣等)

第十二条 研究所に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいず ħ かに該当する場合には、 その 違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下 0) 過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第十一条第一項 の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、 その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第百九十六号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第 一条 この 法律は、 独立行 政法 人食品総合研 究所の 名称、 目 的、 業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 項 、に規定する独立行政 この法律及び独立行政法 法 人の名称は、 人通則法 独立行政 (平成十一 法人食品総合研究所とする。 年法律第百三号。 以 下 「通則法」という。) の定めるところにより設立される通則法第二条第

(研究所の目的)

第三条 行うことにより、 独立行政法人食品総合研究所 食品の利用、 加工及び流通に関する技術の向上に寄与することを目的とする。 (以下「研究所」という。) は、 食料に係る資源の利用並びに食品 の加工及び流通に関する試験及び研究等を

(特定独立行政法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 研究所に追加して出資することができる。
- 3 研究所は、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職務を行

ってはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究並びに調査を行うこと。
- 一 食品に関する分析及び鑑定を行うこと。

- 三 食品の利用、加工及び流通に関する講習を行うこと。
- 四 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 業務の財源に充てることができる。 同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 研 究所は、 通 則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標 当該中期目標の期 その変更後のもの) 間 の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一 の定めるところにより、 0 期間 同条第一 (以下この項において 項の規定による積立金があるときは、 当該次の中期目標の期間における前条に規定する 「中期目標の期 間 項の認可を受けた中 という。) その 額に相 0) 最 期 当する金 後 \mathcal{O} 事業 画

- 2 大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の 独立行政法 人評価委員会の意見を聴くとともに、 財
- 3 額 を国庫に納付しなけ 研究所は、 第一項に規定する積立金の ればならない。 額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その 残 余の
- 4 前三項に定めるもの 0) ほ か、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十二条 要な試験及び研究、 られる場合において、 農林水産大臣は、 調査、 般消費者の利益を保護するため緊急の必要があるときは、 品質が適正でない食品が流通し、 分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。 又は流通するおそれがあり、これを放置しては 研究所に対し、 第十条第 般消費者の利益を著しく害すると認 号及び第二号に掲げる業務のうち

2 ば ならない。 研究所は 前 項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、 速やかにその要請された試験及び研究 調査、 分析又は鑑定を実施しなけれ

(主務大臣等)

研究所に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいず 'n かに該当する場合には、 その 違反行為をした研究所の役員は、 二十万円以下 の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、 その承認を受けなかったとき。

0 独立行政法人水産総合研究センター法 (平成十一年法律第百九十九号) 沙)

第一章 総則

(センターの目的

第三条 (略

2

及び利用の合理化 センターは、 前項に規定するもののほか、 (以 下 「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。 海洋水産資源開発促 進法 (昭和四十六年法律第六十号) のための調査等を行うことを目的とする。 第三条第 一項に規定する海洋水産資源 の開 発

(事務所)

第五条 センター は、 主たる事務 所を神奈川県に置く。

(資本金)

第六条 センターの資本金は、 附則第五条第二 一項の規定により政 府から出資があったものとされた金額とする。

センターは、前項又は附則第六条第 項の規定による政府の出資があったときは、 予算で定める金額の その出資額により資本金を増加するものとする。

範囲内において、

センターに追加して出資することができる。

第二章

2

政府は、必要があると認めるときは、

3

(役員)

第七条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

センターに、役員として、 理事五人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

2

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。

3 前項ただし書の場合に において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職務を行

てはならない。

2

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四 年とし、 理事及び監事 の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センター は、 第三条第 項の目的を達成するため、 次の業務を行う。

- 一 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。
- 二 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。
- 三 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。

四 (略)

- 2 センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと(次号に掲げるものを除く。

)

- 二 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。
- 海洋水産資源の 開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 行うことができる。 前項第二号の規定による調査は、 漁業を営む者又はその 寸 体の みではその新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限
- 4 年 法律第九十七号) センターは、第一 第三十二条第一項の規定による立入り、 項及び第二項に規定する業務のほか、 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 質問、 検査及び収去を行う。 (平成 十五
- 5 的 な保存、管理及び利用の センターは、 第 項、 第二項及び前項に規定する業務のほか、 ために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。 これらの業務の遂行に支障のない 範囲内で、 委託を受けて、 海洋生物 資 源 の合理

(調査結果の公表等)

第十一条 林水産大臣に報告するとともに、 センターは、 海 洋 の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、 その概要を公表しなければならない。 農林水産省令で定めるところにより、 当該調査 の結果を農

(積立金の処分)

第十三条 (略)

- 2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、 財
- 3 0 額を国庫に納付 センターは、 第 しなけ 一項に規定する積立金の ればならない。 額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その 残 余
- 4 前三項に定めるもの 雑則 0) ほ か、 納 付金の 納 一分の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は 政令で定める

(緊急時の要請)

第十四条 (略)

2 を実施しなければならない。 センターは、 前項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、 速やかにその要請された試験及び研究、 調査、 分析、 鑑定又は技術 の開 発

(主務大臣等)

センターに係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法(平成十一年法律第百九十号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一 条 この法律は、 独立行政法人さけ・ます資源管理センター -の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法 項に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人さけ・ます資源管理センターとする。 (平成十一年法律第百三号。 以下 「通則法」という。 の定めるところにより設立される通則法第二条第

(センターの目的)

第三条 独立行政法人さけ・ます資源管理センター(以下「センター」という。) は、 さけ類及びます類のふ化及び放流等を行うことにより、 さけ

類及びます類の適切な資源管理に資することを目的とする。

、特定独立行政法人)

第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 センターは、主たる事務所を北海道に置く。

(資本金)

センターの資本金は、 附則第五条第一 一項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 センターに追加して出資することができる。

3 センターは、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする

(役員)

第七条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項 の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間 監事の職務を行

(役員の任期)

てはならない。

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 さけ類及びます類のふ化及び放流を行うこと。

二 前号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。

前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 る業務の財源に充てることができる。 金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 同 「項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 センターは、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一 その変更後のもの)の定めるところにより、 同条第一 (以下この項において 項の規定による積立金があるときは、 当該次の中期目標の期間における前条に規定 「中期目標の期間」という。)の 項の認可を受けた中 その 額に相 最 期 当 後 「する 計 0) 事 画

2 大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法 人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

3 0 額を国庫に納付 センターは、 第 しなけ 一項に規定する積立金の ればならない。 額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その 残 余

4 前三項に定めるもの 0) ほ か、 納 付金の 納 :付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は 政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

センターに係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

次の各号のいずれかに該当する場合には、 その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、 その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)(抄)

第一章 総則

(事務所)

第五条 センターは、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 センターの資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 センターに追加して出資することができる。
- 3 センターは、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、 理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする

3 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職務を行

てはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする

第三章 業務等

業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。
- 二 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。
- 三 (略)

四 前三号の業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

種苗法 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成十年法律第八十三号) 第五十三条の二第一項の規定による集取 (平成十五年法律第九十七号) 第三十二条第 項の

規定による立

入り、質問、検査及び収去

3 センターは、 前二項の業務のほ か、 前 一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植 物 0 保

(積立金の処分)

及び増殖を行うことができる。

第十一条 業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 る業務の財源に充てることができる。 金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 (同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 センターは、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計 その変更後のもの) の定めるところにより、 同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する (以下この項において 当該次の中期目標の期間における前条に規 「中期目標の期間」という。) の最 後 定す の事

2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

3 0 額を国庫に納付し センターは、 第 なけ 項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 ればならない。 その残余

4 前三項に定めるも 0 0 ほ か、 納付金の納 付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 センターに係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣 農林水産省及び農林水産省令とする。

 \bigcirc 独立行政法人家畜改良センター法 (平成十一 年法律第百八十五号) (抄)

総則

事務所

第五条 センターは、主たる事務所を福島県に置く。

(資本金)

第六条 センターの資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。 予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

センターは、前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする

第二章

2

政府は、必要があると認めるときは、

3

(役員)

第七条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

センターに、役員として、理事四人以内を置くことができる。

2

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。

前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職務を行

てはならない。

3

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、 理事及び監事の任期は二年とする

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。

家畜、家きん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。

種畜、種きん、種卵、 種ばち、 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。

科作物の増殖に必要な種苗の生産及び 配布を行うこと。

兀 餇 料作 物 の種苗の検査を行うこと。

五. 前各号の業務に関する調査及び研究、 講習並 びに指導を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

センターは、 前項の業務のほか、 次の業務を行う。

家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号)第三十五条の二第 一項の規定による立入り、 質問 検査及び収去

種苗法 (平成十年法律第八十三号) 第五十三条の二第一項の規定による集取

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成十五年法律第九十七号) 第三十二条第一項の規定による立

入り、 質問 検査及び 収 去

兀 牛の個体識別のため の情報の管理及び伝達に関する特別 措 置法 (平成十五年法律第七十二号) 第二十条の政令で定める事務

(積立金の処分)

第十一条 業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理 る業務の財源に充てることができる。 金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 同 「項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 センターは、 通 則法第二十九条第二項第一 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一 号に規定する中期目標の期間 その変更後のもの) を行った後、 の定めるところにより、 同条第一 (以下この項において 項の規定による積立金があるときは、 当該次の中期目標の期間 「中期目標の期間」 項の認可を受けた中期 という。 における前条に規 その 額に の最 相 当 後 定す 「する 計 0

2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法人評 価委員会の意見を聴くとともに、 財

額を国庫に納付しなけ ればならない。

3 0) センターは、 第 一項に規定する積立金の額 に相当する金額 から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その 残余

4 前三項に定めるもの 0 ほ か、 納付金の納 付の手続その 他積立 金 の処分に関し 必要な事項は 政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

センターに係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする

 \bigcirc 独立行政法人林木育種センター 法 (平成十一 年法律第百八十九号) (抄)

章 総 則

事務所

第五条 センター は、 主たる事務所を茨城県に置く。

資本金)

第六条 センターの資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政府は、 必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 センターに追加して出資することができる。
- 3 センターは、前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする

(役員)

第七条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。

3 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間 監事の職 務を行

ってはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布を行うこと。

二 前号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。

一 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 「項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 センターは、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間 その変更後の も の) 0 定めるところにより、 同条第一 (以下この項において 項の規定による積立金があるときは、 に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計 当 該次の中 「中期目標の期間」という。) 期目 I標 の 期間 に おける前条に規 その の額に相 0 当 後 定す する の事 画

る業務の財源に充てることができる。

- 2 務大臣に協議しなけ 農林水産大臣は ればならない。 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法 人評価委員会の意見を聴くとともに、 財
- 3 0) 額を国庫に納付しなけ センター は、 第 項に規定する積立金の ればならない 額 に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その 残余
- 4 前三項に定めるもの 0) ほ か、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 センターに係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人水産大学校法(平成十一年法律第百九十一号)(抄

第一章 総則

(事務所)

第五条 大学校は、主たる事務所を山口県に置く。

(資本金)

第六条 大学校の資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 大学校に追加して出資することができる。
- 大学校は、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする

7二章 役員

3

(役員)

第七条 大学校に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 大学校に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長を補佐して大学校の業務を掌理する。

- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。
- 3 前項ただし書の場合に において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監 事 の職 務を行

てはならない。

、役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 大学校は、 同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 業務の財源に充てることができる。 年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画 その変更後のもの)の定めるところにより、 同条第一項の規定による積立金があるときは、 (以下この項において 当該次の中期目標の期間における前条に規定する 「中期目標の期間」という。)の最 その額に相当する金 後の事業

2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、 農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

大学校は、 第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、

3

4 額を国庫に納付しなければならない。 前三項に定めるもの Ó ほ か、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 大学校に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣 農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三号)(抄)

第一章 総則

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、 附則第五条第一 一項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

その残余の

- 2 政 政府は、 必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、 研究所に追加して出資することができる。
- 3 研究所は、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、 理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。

前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の職 務 を行

ってはならない。

3

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、 理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

、業務の範囲

第十条 研究所は、 第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。

生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、 鑑定及び講習を行うこと。

号に掲げるものを除く。 昆虫その他の無脊椎動物 (みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、 調査 分析、 鑑定並びに講習を行うこと(次

蚕糸に関する技術上の試験及び研究、 調査、 分析、 鑑定並びに講習を行うこと。

兀 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

五. 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。

前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究所は、 前項の業務のほ か、 同項の業務の遂行に支障の ない範囲内で、 林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこ

とができる。

(積立金の処分)

研究所は 通則法第二十九条第二項第一 号に規定する中期目標の期間 (以下この項において 「中期目標の期間」という。) の最後の事業

同項 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 業務の財源に充てることができる。 年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 、後段の規定による変更の認可を受けたときは、 当該中期目標の期間 その変更後のもの) 一の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第 の定めるところにより、 同条第一項の規定による積立金があるときは、 当該次の中期目標の期間における前条に規定する 項の認可を受けた中期 その額に相当する金 計画

- 2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、 財
- 3 額 を国庫に納付しなければならない 研究所は、 第 一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その残 余
- 4 前三項に定めるもの 0) ほ か、 納付金の納付の手続その他積立 金 の処分に関し必要な事項は、 政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 研究所に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

 \bigcirc 独立行政法人農業環境技術研究所法 (平成十一年法律第百九十四号)

章 総則

(事務所)

第五条 研究所は、 主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、 附則第五条第 一項の規定により政 府 から出資があったものとされた金額とする。

- 2 政 政府は、 必要があると認めるときは、 予算で定める金額の 範囲内に おいて、 研究所に追加して出資することができる。
- 3 研 究所は、 前項の 規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、 理事一人を置くことができる。

「事の職務及び権限等)

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

- 2 通 則 法第十九条第二項 の個別法で定める役員は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間、 監事の 職 務 を行

(役員の任期)

てはならない。

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的 な調査及び研究並びにこれに関連する分析、 鑑定及び講習を行うこと。

一 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 同 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 業務の財源に充てることができる。 .項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 研究所は、 通則法第二十九条第二項第一 当該中期目標の期間 号に規定する中期目標の期間 その変更後のもの) の次の中期目標の期間 の定めるところにより、 同条第一項の規定による積立金があるときは、 (以下この項において に係る通則法第三十条第 当該次の中期目標の期間における前条に規定する 「中期目標の期間」という。)の 項の認可を受けた中期計画 その額に相当する金 最 後の事 業

2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行 政法 人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

3 額を国庫に納付しなければならない。 研究所は、 第 一項に規定する積立金の 額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その残り 余の

4 前三項に定めるもの Ó ほ か、 納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

2 研究所は、 前項の規定による農林水産大臣 の要請 があったときは、 速やかにその要請された基礎的な調査及び研究又はこれに関連する分析若

(主務大臣等)

くは鑑定を実施しな

げ

ればならな

第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第百九十七号) (

第一章 総則

(事務所)

第五条 センターは、主たる事務所を茨城県に置く。

第六条 センターの資本金は

(資本金)

2 政府は、必要があると認めるときは、 予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする

3 センターは、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、 理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とする。ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。

前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 その間 監事の職務を行

ってはならない。

3 2

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、 調査、 分析、 鑑定並びに

講習を行うこと。

前号の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、 整理及び提供を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 る業務の財源に充てることができる。 (同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、 センターは、 通則法第二十九条第二項第一 当該中期目標の期間 号に規定する中期目標の期間 その変更後のもの) の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一 の定めるところにより、 同条第一項の規定による積立金があるときは、 (以下この項において 当該次の中期目標の期間における前条に規定す 「中期目標の期間」 項の認可を受けた中期計 という。 その額に相当する 0) 後 0 画

2 大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法 人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

3 0 額を国庫に納付しなけ センターは、 第 項に規定する積立金の ればならない。 額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その 残余

4 前三項に定めるもの 0 ほ か、 納 付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、 政令で定める

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 センターに係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)(抄)

第一章 総則

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、 附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政 政府は、 必要があると認めるときは、 予算で定める金額の 範囲内において、 研 究所に追加して出資することができる。

3 研 究所は、 前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により 資本金を増加するものとする

二章 役員

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研 究所に、 役員として、 理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2

3 前項ただし書の場合に 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、 理事とする。 ただし、 理事が置かれていないときは、 監事とする。 その間、 監事の職務を行

てはならない。

役員の任期)

第九条 理事長の任期は四 年とし、 理事及び監事の任期は二年とする。

第三章 業務等

、業務の範囲

第十条 研究所は、 第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。

森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、 調査、 分析、 鑑定並びに講習を行うこと。

森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。

前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

積立金の処分

第十一条 額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、 年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、 業務の財源に充てることができる。 項 、後段の規定による変更の認可を受けたときは、 研究所は、 通則法第二十九条第二項第一 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一 号に規定する中期目標の期間 その変更後のもの) の定めるところにより、 同条第一項の規定による積立金があるときは、 (以下この項において 当該次の中期目標の 「中期目標の期間」 期間における前条に規定する 項の認可を受けた中期計画 という。 その 額に相当する金 0) 最 後 0) 事業

2 務大臣に協議しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、 財

3 を国庫に納付しなけ 究所は、 第 一項に規定する積立金の ればならない。 額に相当する金額から 同 項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、 その残 余

4 前三項に定めるもの 0 ほ か、 納 付 金の 納 付の手続その 他積立 金の処分に関し 必要な事項は 政令で定める。

第四 雑則

(緊急時 の要請

第十二条(略

2 ば ならない。 研 究所は、 前 項の規定による農林水産大臣の要請があったときは、 速やかにその要請された試験及び研究 調査、 分析又は鑑定を実施しなけ れ

(主務大臣等)

研究所に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ農林水産大臣、 農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(定義)

第二条 又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、 であって、 より設立される法人をいう。 この法律において 国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、 「独立行政法人」とは、 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業 民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの この法律及び個別法の定めるところに

ぼ 必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。 この法律において「特定独立行政法人」とは、 すと認められるものその他当該独立行政法人の目的、 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障 業務の性質等を総合的に勘案して、 その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが を及

(中期目標)

第二十九条 これを当該独立行政法人に指示するとともに、 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標 公表しなければならない。 これを変更したときも 同様とする (以 下 「中期目 標_ という。 を定め

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

中期目標の期間 (前 !項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。 以下同じ。)

二~五 (略)

3 (略)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は 主務省令で定めるところにより、 各事業年度における業務の実績につい て、 評 価委員会の評価を受けなけ れば ならな

****0

2

年 ・度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、 前 項 の評 価 は 当該事業年度における中期計画 の実施状況の調査をし、 行わなければならない。 及び分析をし、 並びにこれ らの調査及び分析の結果を考慮して当該事業

- 3 改 込善その 評 評 価 価 \mathcal{O} 三委員会は、 他の勧告をすることができる。 結果を通 知し 第 なけ 項 0 れば 評価を行ったときは、 ならない。 この場合におい 遅滞なく、 て、 当 評 該 価委員会は、 独立行政法人及び政令で定める審議会 必要があると認めるときは、 (以 下 当該独立行政法人に対 「審議会」という。)に対して、 業務 運 営 そ
- 4 0 通 評 :価委員 知に係る事項及び 会は 前項 その勧告 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による通知を行ったときは、 の内容) を公表しなければなら 遅 滞なく、 ない。 その 通知に係る事項 (同 項 後段の規定による勧告をした場合にあって は、 そ
- 5 る。 審議会は、 第三項の規定により通知された評価の結果について、 必要があると認めるときは 当該評価委員会に対 Ļ 意見を述べることが でき

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 提出するとともに、 独立行政法人は これを公表しなければなら 中期目標の 期 間 の終了後三 ない。 月 以 方内に、 主務省令で定めるところにより、 当該中期目標に 係る事業報告書を主 務 大臣

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十四条 b ない。 独立行政法人は 主務省令で定めるところにより、 中期目 . 標 の 期間における業務の実績につい て、 評価委員会の評価を受け なけ れ ば な
- 2 中期目標の期間における業務 前 頭の 評 価 は 当該中期目 . 標 の期間における中期目標の達成状況 の実績の全体に ついて総合的 な評定をして、 の調査をし、 行わなければならない。 及び分析をし、 並びにこれらの調査及び分析の結果を考 慮し て当
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(財務諸表等)

- 第三十八条 れ らの附属明細書 独立行政法人は、 以 下 財財 務諸表」という。 毎事業年度、 貸借対照表、 を作成し、 損益計算書、 当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出 利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類 Ļ その 承認を受けなけ れ ば 一次びこ なら
- 算 あっては、 報告書を添え、 独立行政法人は 監事及び会計監 並びに 前 項 財 の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従 務諸 査 表及び決算報告書に関する監事の意見 人の意見。 以下同じ。 を付けなければならない。 (次条の規定により会計監査人の監査を受けなけ れ ば ならない 独立 11 作 行政法 成 し た決
- 3 主務大臣は、 第 項 \hat{O} 規定により 財務諸表を承認しようとするときは、 あらかじめ、 評 価委員会の意見を聴か なけ れ ば なら

4

(会計監査人の監査)

2

報告書、 独立行政法人は 決算報告書及 第 項 び 監 の規定による主務大臣の承認を受けたときは、 事 0) 意見を記載した書面 を 各事務 が所に備 えて置き、 遅滞なく、 主務省令で定める期間 財務諸表を官報に公告 Ļ 般の カゝ 閲覧 つ、 財務諸表並びに第二項 供 L なけ れば ならな

第三十九 に関す る部 独立行政法人 分に 限る。 (その資本の額その 及び決算報告書に 他 ついて、 の経営の 監事の 規模が政令で定める基準に達しない独立行政 監 査 一のほ か、 会計監査 人の監査を受けなけ 法 人を除く。 ればならない。 は、 財 務諸 表 事 業 報 告 書

、利益及び損失の処 理

第四 十四四 その残余の額は、 条 独立行政法人は、 積立金として整理しなければならない。 毎事業年度、 損益計算において利益を生じたときは、 ただし、 第三項の規定により同項の 前 事業年度から 使途に充てる場合は、 繰り 越した損失をうめ、 この限りでない。 なお残余があるときは

2 独 **湿立行政** 法 人は、 毎事業年度、 損益計算において損失を生じたときは、 前項の規定による積立金を減額して整理し、 なお不足があるときは、 そ

0 不足額 は、 繰越欠損金として整理しなけれ ばならない。

3 中期 独立行政法人は、 計画 (同項後段 第一項に規定する残余があるときは、 の規定による変更の認可を受けたときは、 主務大臣 その変更後の の承認を受けて、 もの。 その残余の 以下単に 中 額 期計 0 全部 画 又は という。 部を第三十条第 の同 条第 項 項 第六号 0) 認 可 を受け の剰

 $\overline{\mathcal{O}}$ 使途に充てることが こできる。

4 主務大臣 は 前項の規定による承認をしようとするときは、 あらかじ め 評 価委員会の意見を聴 カゝ なけ れ ばならない。

5 項の規定による積立金の処分については、 個別法で定める

 \bigcirc 国家公務員法 昭 「和二十二年法律第百二十号)

(懲戒の場合)

第八十二条 できる。 職員が、 次の 各号 Ď V ずれか に 該当する場合に において は、 これに対し懲戒処分として、 免職 停職、 減 協給又は 戒告 の処分をすることが

び この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に 第六項の規定に基づく規則を含む。 に違 反し た場合 基づく命令 (国家公務員倫理法第五条第三項 の規定に基づく訓令並び に 同 条第 兀 項 及

職務上の義務に違反し、 又は職務を怠つた場

国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場 合

2

以 項において 一条に規定する公庫その他その業務が国の事 戦員が、 下この項において て職員として採用された場合 を前 任 提として職員として採用された場合を含む。 命権者の 「特別職国家公務員等」という。 要請に応じ特別職に属する国家公務員、 先 「の退職」という。 (一の特別職国家公務員等として在職した後、)となるため退職し、 務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるもの 特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、 において、 地 方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律 引き続き特別職国家公務員等として在職した後、 当該退職 はまでの 引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職 引き続 く職員としての在職期間 (昭和二十六年法律第九 引き続いて当 (当該退職前 に使用 当該先の される者 該退 退 に 引き 職 同 まで 職 + 様 (以下こ の退職 を前に 九 号) 0) いて 引

場合にお 項若しくは第八十 これ がく職 に対 員としての 定年 同 項 退 に規 在 一条の五第 職者等となつた日までの 職 以期間 定する懲戒処分を行うことができる。 を含む。 項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に 以下この項において「要請に応じた退 引き続く職員としての 職員が、 在職期 第八十一 間 職 前 (要 条の の在職 請に応じた退 兀 第 期間」とい 項又は 職 第八十 、 う。 前 前 0) 項各号の 在 中に前項各号の 職期間を含む。 条の 五. ずれかに該当したときも 第 項 0 V ず 又は第八 規 'n 定に かに該当 により + 採 用 の 四 さ たとき 同 れ

\bigcirc 国 [家公務員 手当 法 (昭 和二十八年法律第百八十二号)

用範囲

第 二条 を除く。 法 四第一 (平成十一年法律第百三号) この法律の規定による退職手当は、 「項又は 以下 「職員」という。 第八十一条の Ŧī. 第二条第 第 が退職した場合に、 項の 規定に 常時 項に規定する特定独立 より採用された者及びこれらに準ずる他 ·勤務に服することを要する国家公務員 その者(死亡による退職の場合には 行政法人 。 以下 「特定: (国家公務員法 独立行政法人」 の法令の規定により採用され その遺族) 昭 という。 に支給する。 和二十二年法律第百二十号) 0) た者並びに独立行政 役員及び 日本郵 政 第八 公 法 人通 + 0) 役 条 則

職員以外の者で、 その 勤 |務形態が職員に準ずるものは、 政令で定めるところにより、 職員とみなして、 この法律の 規定を適 用する。

第十条 該理 二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項 たないものが、 期間 た場合における同項 ñ 号 間 により引き続 法第二十二条第三 あ (失業者の退職手当) ってい に規定する 満 由 るものに 勤 により職業に就くことができない日数を加算するものとし、 (当該勤続期間 ?続期間六月以上 るときは 数があるときは っい 当該退職し 内に失業している場合において、 ては、 般 十 |項に規定する算定基礎期間の年月数と、 当該同号イ又はロ 0 -日以 退 各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 当 一で退 !職手当等の 、係る職員となつた日前 Ĺ 該職員等であつた期間 た職員を雇用保険 これを切り捨てる。 職業に就くことができない者が、 職 した職員 ほ か、 に掲げる期間に該当するすべ (第四 その超える部分の失業の日に 法 に職員又は政令で定める職員に準ずる者 項又は第六項の規定に該当する者を除く。 (昭和四十九年法律第百十六号)第十五条第一項に規定する受給資格者と、 を含むものとし、 に等 第一号に規定する一 しい日数 当該退職 当該各号に定める期間 総務省令で定めるところにより公共職業安定 (以下この その加算された期間が四年を超えるときは 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第一 ての期間を除く。 の日を同法第二十条第 般の退職手当等 つき第 項 に 二号 お に規定する基本手当 い 以下この て (当該期間内に妊娠、 の額を第二号に規定する基本手当の日額で除 「待 (以下この条において)であつて、 付期日数」 の条におり 項 第 一号に規定する離職の ーという。 いて 第 0 日 「基準勤続期 号に掲げる額が第二 出産、 額 所長にその旨 に相当する金額 「職員等」という。 を超えて失業しているとき 四年とす 育児その他総務省令で定 一号イ又は口に掲げる期間 間 -を 申 る 日 という。 当該退職し ٤, を 次項におい 一号に 出た場合に 同法第二十三条)であ 退 脱手当とし 掲 て得 0) た げ 年 つたこと て る こは、 んめる理 た数 「支給 月 員 額 は が含 数 に 当 用

同

が

所その 同 法 他 0 規定による基本手当の支給の条件に従 政 令で定める官署又は事務所とする。 い、 以下同じ。 公共職業安定所 を通じて支給する。 (政令で定める職員については、 ただし、 同 号に規定する その者 所定給付 が 退 職 日 0 際 数 から 所属 して 待 期 日 た官署又 数 を 減 じ た は 日 事 務

分を超えては支給し

- 退 \mathcal{O} 年月 その者を雇用保険法第十五条第 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一 職 0 数とみなして同 日 を同法第二十条第 法の規定を適用した場 項第 項に規定する受給資格者と、 号に規定する離職の日と、 %合に、 般 の退職手当 同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日 及び その者の その者の基準勤続期間を同法第十七条第 前 条の 基準 規定による退職 勤 続 期間 の年月数を同 手当 (以下 法 $\overline{}$ 第二十二 般 の退職手当等」 項に規定する被保険 一条第二 一項に規定する算定基 とい 、 う。 額にその者に 者 期 間 0) 礎 当該 期 間
- イ に ないときは 「該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の 当 該 直 前 の職員等でなくなつた日前の職員等であ つた期 間 直 前 の職 員等でなくなつた日が当該 職員 等 とな 0 た日 前 年 0 期 間

(次項において「所定給付日数」という。) を乗じて得た額

る同

法第二十二条第

一項に規定する所定給付日数

- 口 当該勤 員等であつた 3続期間 に係る職員等となつた日 前 に 退 職手当の支給を受けたことの ある職員に つい て は 当 該 退 職手当の 支給 に 係 る退 職 0 日 以 前
- 安定所を通じて支給する。 《に相当する日数分を超えては支給しない。 者が支給を受けることができる基本手当の 般 勤 の退職 続 が期間 手当等 六月以上で退 0) 支給を受けな 職 ただし、 ĺ た職員 いときは、 前項第一 (第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。) 一号の規定の 日額 その失業の日につき前項第二号の規定 に相当する金額を、 例によりその者につき雇用保 退職手当として、 の例によりその 険法 同法 が支給期間 の規定を適 0) 規定による基本手当の支給の条件に従 者に 内に 用 失業している場合にお した場合におけるその者に係る所 つき雇用保険 法の規定を適用 て、 ľ 退 た場合にそ 職 公共職 定 L 給付 た 者

2

- 3 第 する退職 前 一項に規定するときに相当するものとして総務省令で 項 の規定による退職手当の支給に係る退職 0 日の翌日から 起算して 一年の期間に ついての特例を定めることができる が定年に達したことその他の総務省令で定める理 定めるときに該当する場合に関 て は、 総務省令で、 由によるもの である職員が、 同 項 0 規 定に準じて、 雇用 保険 前 法第二十 二項 に規
- 4 その 同 同 H 法 後失業している場合には 法第三十七 勤 **弱続期間** 1の規定による高年齢求職 者が退職 六月以上で退 条の 0 際勤務し 二第 てい 職し 項 に た職員 、 た 国 者 規定する高年齢 般の 給 付金の支給の条件に従 退職手当 特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第 (第六項の規定に該当する者を除く。 等 継 Ò 続 ほ 被保険者に か、 第二号に掲げる額から第 公共職業安定所 該当するも ののうち、)であつて、 を 通じて支給する 号に掲げる額を 第 その者を雇用 号に掲げる 減じた額に相当する金 額 が 保険法第四条第一 第二号に掲げる額に 項に規定する適用 項に規定する被 額 を 満たない 事業とみ 退 職 なし ŧ 手当として、 0 保 たならば 険 退 者
- 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の質
- その者を雇 用 保険法第三十七条の三 一第一 項 に規定する高年齢受給資格者と、 その 者 0 基準勤 続 期 間 を同法第十 Ł 条第 項 に規定する被 保 険

等 の その者が退職 同 者給付金の額に相当する金 法第三十七条の二第 勤 支給 系統 期 定に 間 間 を受けないときは、 当該退 る期 六月以上で の際勤務してい 間 職 \mathcal{O} 年 0 退 户 日 一項に規定する高年齢継 職し 「を 同 数とみなして同法の た職員 、 た 国 額 前 法第二十条第 項第 を 特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第 退職手当として、 (第七 一号の 規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることが 項 \hat{O} 項 規定を適用 第一 :続被保険者に該当するものが 規 定に該当する者を除く。 号に規定する離職 同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、 した場合に、 その者が の日と、 退 であつて、 支給 その者 職の日後失業している場合におい を受けることが の基準 その者を雇用保険 勤 3続期 できる高 間 0 年月数を同法第三十 項に規定する適用事業とみ 法第四条第 年齢 て、 求職 公共職業安定所を通じて支給 退職 者 項に規 給 した者が一 付 金 七 定する被 条の \mathcal{O} 額 兀 できる高 なし 第三 般 相 0 保 当 たならず 項 退 険 す 年齢 職 者 る 前 手当 求

5

6 職 第 カ 業安定所を通じて支給する 勤 一号に掲げる額から第 **弱続期間** 該当するもののうち、 六月以上で退 定職し 一号に 第 た職員であつて、 号に掲げる額が 掲げる額を減じた額に相当する金額 第一 雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第 一号に掲げる額に満たないもの を、 退職手当として、 が 退職 の日後失業している場合には、 同法の規定による特例 時 金 0) 支給の条件に 般 の退職手当 項 各号 従 等 0 0 ほ 1 公共 か、 ず

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

なして同法 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、 の規定を適用した場合に、 その者が支給を受けることができる特例 その者の基準勤続期間を同法第十 時 金 一の額 に 相当する 七条第 項に規定する被保 者 間

7 ŋ その者に に該当するものが 6る特例 ?続期間 つき同法の 六月以上で退職した職員であつ 時 金の 支給の条件に従い、 .. 退 規 職 定 0 を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例 日 後失業している場合において、 公共職業安定所を通じて支給する。 て、 雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一 退職した者が一 般の退職手当等の支給を受けないときは、 時 · 金 の 額に 相当する金額を、 退 職手当として、 前項第二号の 項 規定 各号 同 法 0 Ō 例 \mathcal{O} 11 によ 規 ず 定 れ

8 定する公共職業訓練等を受ける場合には、 従い、 前 二項の規定に該当する者が、 当該 公共 職 業 訓 !練等を受け終わる日までの間に限り、 これらの その者に対しては、 規定による退職手当の支給を受ける前に 第一 前二項の規定による退職手当を支給せず、 項又は第二項 の規定による退職手当を支給する。 公共職業安定所 長の指 同条の規定による基本手当 示 した雇用保険法 第四 + . の 条 支給 第 0) 項 条件 に規

9 す ることができる 一十四条から第一 項、 第 二項 文は 八条までの規定による基本手当の支給の 前 項 に規定する場合のほ か、 これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、 例により、 当 一該基本手当の支給の条件に 従 第 次に掲げる場合に 項又は: 第一 項 0 退 は 職 手当 用 を支給 保 険

厚生労働 その者が公共職業安定所長の指 大臣 が雇用保険法第二十五条第 示した雇 用保険法第二十四 項 の規定による措置を決定した場合 条第一 項に規定する公共職業訓練等を受ける場

合

- 厚生労働 大臣 が 雇用 保険法第二十七条第 項 の規定による措 置を決定した場 合
- 10 ころにより、 뭉 o第 規定に該当するものに 項、 それぞれ当該各号に掲げる給付を、 二項 及び 第四 対して 項 いら前項 は くまでに定めるもの 雇用保険法第三 退職手当として支給する。 一十六条、 0) ほ か、 第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条までの 第一 項又は第 三項 の規定による退 職 手当 の支給を受けることができる者で次 規定に準じて政令で定めると の各
- 公共職業安定所長 の 指 示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、 技能習得 手当
- 係と同 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、 1様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者については、 その者により生計を維持されてい 寄宿手当 . る同居の 親族 (届 出をしてい ない が、 事 実上その 者と 姻
- 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後におい て、 疾病又は負傷のために職業に 就くことができない 者に 0 1 7 は 傷 病 手
- 兀 職 業に就いたものについては、 就業促進手当
- 五. るため、 公共職 その住所又は居所を変更する者につい 業安定所の 紹 介した職業に就くため、 て 又は公共職業安定 は 移 転 所長の 指示 した雇 用 保険 法 第 五 十八八 条第 項 に規定す んる公共 職 業 訓 練 等 を受け
- 六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者につい ては、 広 **丛域求職** 活 動 費
- て、 中 前項の規定は 「次の各号」とあるの 当 該 退職 手当の支給に係る退職の日の翌日 第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者 は 「第四号から第六号まで」 から起算して六箇月を経過してい と、 第三十六条、 第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条まで」 ないものを含む。 (これらの規定により退職手当の支給を受け に ついて準 -用する。 この場合におい とあるの た者 て、 であ 第 前 項
- 12 上数分の 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、 第一 項又は第二項 の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 第一 項、 第二項又は第 十項 0 規定 0) 適 用 に 0 1 て は 当 |該支給 が あ 0 た 金 額 に 相 当 する

十六条の二から第五十九条まで」と読み替えるものとする。

- 13 第十項 二項の規定による退 第四号に掲げる退 職手当の支給があつたものとみなす。 職手当の支給があつたときは、 第 項、 第二項又は第十 項 0 規定 0) 適 用 に 0 1 て は 政 令で 定め る日 数 分 0 第 項 文は
- 14 た者がある場合につい 雇用保険法第十条の 厄 て準 一の規定は、 **一用する。** 偽り その 他不正の行為によつて第一 項、 第 三項 又は第四項から 第十一項までの規定による退職手当 0 を受
- 15 して支給してはならな 本条の規 定による退職 手当 は 雇 用保険 法又は. 船 **加員保険** 法 (昭 和 十四四 [年法律第七 十三号) 0) 規定によるこれ に相当する給 付 0 支給を受け る者

職手当の支給の 一時 差 止 め

け

第十二条の二 政 公社の 総裁をいう。 各省各庁 の 長等 以 下同じ。 (財政 法 は、 (昭 退職 和二十二年法律第三十四号) した者に対しまだ一 般の退職手当等 第二十条第二項に規定する各省各庁 0 額 が支払われてい ない場合におい の長、 特 定独立 て、 その 一行 政法· 者 人の 0 在 長 職 及 期 間 び 中 日 0

ると思料するに至つたときであ 行為に係る刑事事件に関して、 円滑 な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、 つて、 その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に その者に対 般の 退職手当等を支給することが、 般の退職手当等の支給を 公務に対する国民の信頼を確保し、 一時 差し止めることができる。 退 **心職手当** 制 度 \mathcal{O} 適 が 正 あ

- 2 に対し、 年法律第 前 !項の規定による一 その取消し 百六十号) 第 四 を申し立てることができる。 般の退職手当等の支給を一時差し止める処分 十五条に規定する期間が経過した後においては、 (以 下 「一時差止処分」という。 当該 時 差止処分後の事情)を受けた者は、 の変化を理由 行政不服 当 該 審査法 時 差止 処分をした (昭 和三十
- 3 ならない。ただし、 るときその他これを取り消すことが一 各省各庁の長等は、 第二号に該当する場合におい 時 差止処分につい 時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、 て、 次の各号の て、 時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事 V ず ħ かに該当するに至つた場合には、 この限りでな 速 やかに当該 時 差止処分を取り 件に関 現に 消さな 逮 捕 され け れ
- 時 差止処分を受けた者について、 当該 時差止処分の 理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴 を提起しない 処分があ いつた場
- 時 差止処分を受けた者がその者の 在職 期間 中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退 職の 日 から 起算し て一年を経
- なつたとして当該 前 項の規定は、 各省各庁の長等が、 時 差止 処分を取り消すことを妨げるものではない。 時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、 般 の退職手当等の支給を差 し止める必 要が なく
- 5 支給を受けない者とみなす。 時差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用につい ては、 当該 時 差止 処分が取り 消されるまで の間 その 者 は 般 \mathcal{O} 退 職 手
- 6 準 千用する。 前条第一 二項 の規定は、 時 差 止処分を受けた者が、 当 該 時 差 正 処 分が が取り 消されたことにより 般 0) 退 職手当 等の 支給を受ける場 一合に 0 1
- 7 た説明書を交付しなければならな 各省各庁の 長等は、 時 差 止 処分を行う場 一合は、 当 該 時 差 正 処分を受けるべき者に対 当 該 時 差 止 処 分 0) 際 時 差 止 処 分 0) 事 由 を記
- 8 各省各庁の長等は、 た場合も、 時 差止処分を行おうとする場合は、 あ らかじめ、 総務省令で定めるところにより、 総務大臣 に 通 知 L なけ れ ば なら な

職手 ·当 の 返納

時

差止処分を取り

消

同様とする

- 第十二条の三 られたときは、 退職した者に対 各省各庁の長等は、 L 般の退 その支給をした 職手当等の支給をした後におい 一般の退職 手当等の全部又は一部を返納させることができる て、 その者 が在職 期間中の行為に係る刑事事 件に 関 し禁錮こ以 上 0 刑 に
- 2 前 項 の規定により 返納させ るべき退 **地職手当** <u>。</u> 額 0 範 囲 返 納 0 手続その 他返 納 に 関 し必要な事 項 は 政令で定める

 \bigcirc 雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号)

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる者については、 この法律は、 適用しない。

一・二 (略)

船員保険法 (昭和十 四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者

兀 (略)

(失業等給付)

第十条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、 教育訓練給付及び雇用継続給付とする。

求職者給付は、次のとおりとする。

基本手当

技能習得手当

寄宿手当

四 傷病手当

3 項に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、 前項の規定にかかわらず、第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に係る求職者給付は、 特例一時金とし、 第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は 高年齢求職者給付金とし、第三十八条第

日雇労働求職者給付金とする。

就職促進給付は、 次のとおりとする。

4

就業促進手当

移転費

広域求職活動費

5 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。

6 雇用継続給付は、 次のとおりとする。

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金 (第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。)

育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金 (第六節第二款において「育児休業給付」という。)

介護休業給付金

(基本手当の受給資格)

基本手当は、被保険者が失業した場合において、 離職の日以前 一年間 (次の各号に掲げる被保険者については、 当該各号に定める日数を

- 保険 年に加算した期間 人者期 間 が通算して六箇月以上であつたときに、 (その 期間 が四年を超えるときは、 この 四年間) 款の定めるところにより、 第十七条第一項において 支給する。 「算定対象期間」 という。 に、 次条の規定によ る被
- なつた日の前日までの 被保険者となつた日 離職 0 日 以前 年 -間に短 (その日 日 数 時 間労働者である被保険者 が当該離職の 日以前 一年間にないときは、 (以下「短時間労働被保険者」という。) 当該離職の 日の一年前の日 であ の翌日) つた期間が から当該短時間労働被保険者でなく たある被! 保 険 当 該 短 時 間 労
- る理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者 離職 (同号に掲げる被保険者にあつては、 0 日以前 年 蕳 、前号に掲げる被保険者にあつては、 その日数に同号に定める日数を加えた日数 同号に定める日数を一年に加算した期 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日 間 に疾病、 負傷その他厚生労働 省令で定
- 2 被保険者が短時 "間労働被保険者に該当するかどうかの 確認は、 厚生労働大臣が行う。

、失業の認定

3

令で定めるところにより、

公共職業安定所に出頭

- 第十五条 ついての認定を受けた日に限る。 基本手当は、 受給資格を有する者 以下この款において同じ。 (次節 から第四 節までを除き、)について支給する。 以 下 「受給資格者」という。 が失業している日 (失業していることに
- 2 前 !項の失業していることについての認定 (以下この款において 求職の申込みをしなければならない。 「失業の認定」という。)を受けようとする受給資格者は 離職 厚 生 労 働省
- 規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、 独立行政法人雇用· 十八日の各日について行うものとする。 をすることができる 失業の認定は、 政令で定めるも 求職の 能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練 のをいう。 申込みを受けた公共職業安定所において、 以下同じ。 ただし、 を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定につ 厚生労働大臣 は、 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等 受給資格者が離職 又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は (職業能 後最初に出頭した日から起算して四週 力開発総合大学校の行うものを含む。 (国 都道府県及び 間 に 口 その I ずっ 市 て別 町 他 村 直 講習で 並 前 の定 *の* 令 び
- 頭 だすることができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、 受給資格者は、 次の各号の いずれかに該当するときは、 前二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、 失業の認定を受けることができる。 公共職業安定所に出
- 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、 その 期間が継続して十五日 未満であるとき
- 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき
- 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。
- 兀 天災その他やむを得 な V 理 由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき
- 5 失業の認定は 厚生労働省令で定めるところにより、 受給資格者が求人者に面接したこと、 公共職業安定所その他の職業安定機関若しく は職

紹介事業者等から職業を紹介され、 又は 職 業指導を受けたことその他 求職活動 を行つたことを確認して行うものとする

(支給の期間及び日数)

第二十条 四年を超えるときは に妊 より公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、 **淀**、 出 基本手当は 産 育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、 この 四年とする。 法 4律に別る 段の 内の失業している日について、 定め が ある場合を除 当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、 き、 次 の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支 当該各号に定める期間 厚生労働省令で定めるところに その加算され 当 た期間 該 期 間

- 0 翌日から起算して一年 次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 当 該基 本手当の受給資格に係る離職 \mathcal{O} 日 (以下この 款に お 1 て 基準 日
- 基準日において第二十二条第一 二項第 号に該当する受給資格者 基準 Ħ 0 翌日から起算して一年に六十日を加えた期
- 基準日において第二十三条第 項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準 Ħ の翌日から起算して一 年に三十 日 を加

2

- 労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、 8 項 する一定の期間 8 た期間内」と、 、 う。 Ô る期間」とあるのは る理由によるものであるも 受給資格者であつて、 規定による求職 の翌日から当該 同項第 (一年を限度とする。 の申込みをしたときは、 一号中 「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 当該受給資格に係る離職が定年(厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。 : 求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間 のが、 「当該基本手当の受給資格に係る離職の日 当該離職)に相当する期間を合算した期間 当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職 後一 定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合におい 当該各号に定める期間と、 (以下この款において (当該求職の申込みをしないことを希望する一 前項中 を加算した期間 「次の各号に掲げる受給資格者の 「基準日」という。 次項に規定する求職の申込みをしないことを希 ر کر)に達したことその他厚生労働 の日 「当該期間内」 (以下この款に)」とあるのは 定の期間内に第十五 区 とあるの 分に応じ、 において 基準 は 当該各号に定 基準 当該合算し 日」とす 令 旦と 厚生 · で定
- 3 に受給資格、 後におい 前 二項 の場合において、 ては 第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したときは、 前の受給資格に基づく基本手当は、 第一項の受給資格 (以下この項において「前の受給資格」という。 支給しない。 を有する者が、 前 項 の規定による期間 その 取 内に た日 新 た

(得期)

第二十一条 ている日 (疾病又は負傷 基本手当は 受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職 のため職業に就くことができない日を含む。 が通算して七日に満たない 間 は 支給しない。 の申込みをした日以後におい 失業し

第二十三条 号までに掲げる特定受給資格者にあつては、 特定受給資格者 (前条第三項に規定する算定基礎期間 (以下この条において単に「算定基礎期間」という。) が 五年) 以上のものに限る。)に係る所定給付日数は、 前条第一項の規定にかかわらず、 一年(第三号から第五 次の各号に掲

げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該イからニまでに

定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

口 十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

二 一年以上五年未満 百五十日

基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該イからニまでに

定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

十年以上二十年未満 二百七十日

口

五年以上十年未満 二百四十日

一 一年以上五年未満 百八十日

基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該イからハまで

に定める日数

· 二十年以上 二百七十日

十年以上二十年未満 二百四十日

口

五年以上十年未満 百八十日

基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからハまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該イからハまでに

定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

口 十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

1

十年以上

百八十日

五. 基準日において三十歳未満である特定受給資格者 次の イヌは 口に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、

当該イ又は口に定める日数

口 五年以上十年未満 百二十日

- 2 前 当該基本手当の受給資格に係る離職が、 項 (T) 特定受給資格者とは、 次の各号の いずれ その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産 かに該当する受給資格者 (前条第二項に規定する受給資格者を除く。 (破産手続開 始、 をいう。 始、
- 開 整理開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。 第五十七条第二項第一号において同じ。 再生手続開 更生手続
- 又は当該事業主の 前号に定めるもの 適用事業の縮 0) ほ か、 解雇 小若しくは廃止 (自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。 に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの 第五十七条第二項第二号において同じ。) その他 0)
- \bigcirc 特定独立行政法 人等の労働関係に関する法 律 (昭和二十三年法律第二百五十七号) 抄

|労働省令で定める理由により離職した者

(労働組合法との関係等)

- 第三条 労働組合の委任を受けた者」とあり、 律第百七十四号。 る法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。 第 同条第四号中 二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。)の定めるところによる。この場合において、 職員に関する労働関係については、 第五条第二項第八号、 「労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 及び同法第七条第二号中 第七条第一号ただし書、 この法律の定めるところにより、 「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは 第八条、 による労働争議の調整」とあるのは 第十八条、第二十四条の二第 この法律に定めの ないものに 一項及び第一 ついては、 「特定独立行政法人等の労働関係に関 同法第六条中 「労働組 項、 労働 第二十七条の十三 組合法 合を代表する交渉委員」 「労働組合の代表者又は (昭和二 第二項 兀
- には、 設けて事件の処理を行わせ、 |査委員会が処分をすることが適当でないと認められる場合は、 中央労働委員会 会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうち (以下「委員会」という。) は、職員に関する労働関係について労働組合法第二十四条第一 当該審査委員会のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。 この限りでない。 から会長があらかじめ指名した六人の委員全員により構成する審査委員会を ただし、 項に規定する事件の 事件が重要と認められる場合その他 処 理をする場合
- 3 前項の審査委員会に関する事項その他同項の適用に関し必要な事項は 政令で定める。

(職員の団結権)

- 第四 _ 条 職 員 は、 労働組合を結 成 ĺ 若しくは結成せず、 又はこれに加入し、 若しくは加入しないことができる。
- 2 を認定して告示するものとする 委員会は、 職員が結成し、 又は 加入する労働組合 (以 下 「組合」 という。 につい て、 職員のうち労働組合法第二条第一 号に規定する者 の範
- 3~5 (略)

第三章 団体交渉等

体交渉の範囲

第八条 ることができる。 第十一条及び第十二条第二項に規定するもののほか、 ただし、 特定独立行政法人等 の管理及び運営に関する事項は、 職員に関する次に掲げる事項は、 団体交渉の対象とすることができない。 寸 体交渉の対象とし、 これに関 労働 協約 を締 結

- 賃金その他の給与、 労働時間 休憩、 休日及び休暇に関する事
- 労働に関する安全、 衛生及び災害補償に関す る事項

昇職、降職、

転職、

免職、

休職、

先任権及び懲戒の

基準

に関する事項

兀 前三号に掲げるもの のほか、 労働条件に関する事項

(交渉委員等)

第九条 特定独立行政法人等と組合との団体交渉は、 専ら、 特定独立行政法人等を代表する交渉委員と組合を代表する交渉委員とにより行う。

- 第十条 特定独立行政法人等を代表する交渉委員は当該特定独立行政法人等が、 組合を代表する交渉委員は当該組合が 指名する
- 特定独立行政法人等及び組合は、 交渉委員を指名したときは、 その名簿を相手方に提示しなければならない。
- 第十一条 前二条に定めるもののほか、 交渉委員の数、 交渉委員の任期その他団体交渉の手続に関し必要な事項は、 寸 体交渉で定める

(苦情処理

第十二条 つて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。 特定独立行政法人等及び組合は、 職員の苦情を適当に解決するため、 特定独立行政法人等を代表する者及び職員を代表する者各同数をも

2 苦情処理共同調整会議の 組織その他苦情処理に関する事項は、 団体交渉で定める

第十三条から第十五条まで 削 除

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

また、 国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、 国会によつて所定の行為がされるまでは、 そのような協定に基づいていかなる資金といえども支出しては 不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、 なら 政府を拘 東するも ので

2 が ぼつて効力を発生するものとする。 閉会中のときは、 前項の協定をしたときは、 国会召集後五日以 政府は、 分内に その締結後十日以内に、 付議しなければならない。 事由を附しこれを国会に付議して、 国会による承認があつたときは、この協定は、 その承認を求めなければならない。 それに記載された日附にさか 但 国会

第四章 争議行為

(争議行為の禁止

第十七条 また、 職員並 職 員及び組合は、 びに組合の組合員及び役員は、 特定独立行政法人等に対して同盟罷業、 このような禁止された行為を共謀し、 怠業、 その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない 唆し、 又はあおつてはならない。

2 特定独立行政法人等は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七条に違反した職員の身分)

第十八条 前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする。

(不当労働行為の申立て等)

経過した後にされたものであるときは、 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、 委員会は、 同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。 当該申立てが当該解雇がされた日 から二月

2 前条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一 項の申立てを受けたときは、 委員会は、 当該申立ての日から二月以内に同法第二十七

汁二第一項の命令を発するようにしなければならない。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

(特定独立行政法人等担当委員)

第二十五条 定する六人の委員 法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人、 会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指 定する六人の委員 に規定する特定独立行政法人職員、 六人の委員及び会長 て、委員会の事務の処理に関し必要な事項 委員会が次条第一項、 (次条第二項及び第二十九条第二項において (次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。 (次条第二項、 第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議 第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。 国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規 は、 政令で定める 国有林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦に基づき任命された同 特 定独立行政法人等担当労働者委員」という。 次条第一 一項及び第二十九条第四 0) 並びに同法第十九条の三第二項 みが参与する。 この場合 労働組? 項 名する 項 0) に規

(あつせん)

第二十六条 より、あつせんを行うことができる。 委員会は 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争について、 関係当事者の双方若しくは 方の申請又は委員会の 決 議

2 長が委嘱するあつせん員によつて行う。 :者委員若しくは第二十九条第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会 前項のあつせんは、 委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員、 特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等 5担当労

3 うちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は 労働組 項の規定にかかわらず、 合法第十九条の十第 同条第 一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、 項に規定する地方調整委員のうちから、 この限りでない。 あつせん員を指名する。 ただし、 委員会の会長が当該地方調整委員 委員会の会長は

- 4 るところにより、 あ つせん員 (委員会の委員又は労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方調整委員である者を除く。 報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。 次項において同じ。) は、 政令で定め
- 5 あつせん員又はあつせん員であつた者は、 その職務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- 6 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)第十三条及び第十四条の規定は、 第一項のあつせんについて準用する。

(調停の開始)

第二十七条 委員会は、次の場合に調停を行う。

- 一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。
- 二 関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に調停の申請をしたとき。
- 三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。
- 四 委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき
- 五 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき。

(委員会による調停)

第二十八条 委員会による調停は、当該事件について設ける調停委員会によつて行う。

(調停委員会)

2

第二十九条 ただし、 特定独立行政法人等を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、 調停委員会は、 公益を代表する調停委員、 特定独立行政法人等を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。 同数でなければならない

- 著委員のうちから、 公益を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当公益委員のうちから、特定独立行政法人等を代表する調停委員は特定独立行政 職員を代表する調停委員は特定独立行政法人等担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。 法人等 担当
- 3 うちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、 前 労働組合法第十九条の十第 豆項の規定にかかわらず、 同条第 一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、 項に規定する地方調整委員のうちから、 この限りでない。 調停委員を指名する。 ただし、 委員会の会長が当該地方調整委員 委員会の 会長は
- 4 !者名簿に記載されている者のうちから、 委員会の会長は 必要があると認めるときは、 調停委員を委嘱することができる。 前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候
- 5 前項の規定による調停委員は、 政令で定めるところにより、 報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第三十条 削除

(報告及び指示)

第三十一条 委員会は、 調停委員会に、 その行う事務に関し報告をさせ、 又は必要な指示をすることができる。

使

、調停に関する準用規定

第三十二条 て準用する。 労働 |関係調整法第二十二条から第二十五条まで、 第二十六条第 一項から第三項まで及び第四十三条の規定は、 調停委員会及び調停につ

(仲裁の開始

第三十三条 委員会は、 次の場合に仲裁を行う。

関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

関係当事者の一方が労働協約の定に基いて委員会に仲裁

委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、 なお紛争が解決しない場合において、 関係当事者の 方が委員会に仲裁 の申 請 をし

3の申請:

をしたとき

たとき

兀 委員会が、 あつせん又は調停を行つている事件について、 仲裁を行う必要があると決議したとき。

五. 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

2

第三十四条 委員会による仲裁は、 当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

仲裁委員会は、 特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員のうち

ら指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 第三十一条の四中 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、 「仲裁委員二人以上」とあるのは 「仲裁委員の過半数」と、 第三十一条の五中 仲裁委員会、 仲裁及び裁定について準用する。 「委員又は特別調整委員」とあるの この場合において は 「委員

と読み替えるものとする。 (委員会の裁定)

第三十五条 特定独立行政法 人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、 当事者は、 双方とも最終的決定としてこれに服

従しなければならない。

2 ることのないように、 政府は、 特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、 できる限り努力しなければならない。 その事務及び事業の実施に著しい支障が生ず

3 け ればならない。ただし、 が府は、 国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、 玉 有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、 不可能な資金の支出を内容とする裁定については、 できる限り努力しな 第十六

条の 定めるところによる

○ 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)(抄

(労働組合)

第二条 組織する団体又はその連合団体をいう。 この法律で 「労 働 組 止 合 -とは、 労働者が 但し、 左の各号の一に該当するものは、 主体となつて自 主的 に労働条件の維持改善その他経 この限りでない。 済的 地 位 の向上を図ることを主たる目 的 とし

- 働 事 役員、 !者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの ,項に接し、 雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、 そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接にて、 使用者の労働関係についての計画と方針とに V. 触する監督的 地位にある労 関 でする 密
- と協議し、 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。 又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、 但し、 厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、 労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用 若しくは救

寄附及び最小限の広さの事務

所の供与を除

くものとする。

二 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(労働組合として設立されたものの取扱)

第五 釈されるべきではない 資格を有せず、 条 労働組合は 且. つ、この 、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、 第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解 この法律に規定する手続に参与する

1 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一名称

一主たる事務所の所在地

Ξ 連合団体である労働組合以外の労働 組 合 (以 下 「単位労働組合」という。 0) 組合員は、 その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均

等の取扱を受ける権利を有すること。

兀 五. 労働組合にあつては 挙されること。 単 何 **-位労働** 人も、 いかなる場合においても、 組合にあつては、 その役員は、 その役員は、 単位労働組合 人種、 組合員 宗教、 の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員 、の直接無記名投票により選挙されること、 性別、 門 地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。 及び連合団体である労働組合又は全国的 0 直 接無記名投票により選 規 %模をも

六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。

七 す べての財源及び使途 主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、 組合員によつて委嘱された職業的 に資格がある会計監

人による正確であることの証明書とともに、 少くとも毎年一回 組合員に公表されること。

九 単位 直接無記名投票による過半数の支持を得なけ 合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、 同 世 労働組 ・ 業は、 合にあつては 組合員又は 組 その規約は、 合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なけ 組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、 れば改正しないこと その規約 は 単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員 及び連合団 れば 開 始し 体で な る労

(不当労働行為)

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- が 脱 : その労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるもので 退することを雇用条件とすること。 故をもつて、 労働者が労働組合の組合員であること、 その労働者を解雇し、 ただし、 その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、 労働組合に加入し、 労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数 若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたこと はない。 を代表する場合において、 若しくは労働組 その 合から 労働
- 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
- とを妨げるものではなく、 経理上の援助を与えること。 !の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする! 労働者が労働組合を結成し、 かつ、 ただし、 若しくは運営することを支配し、 厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、 労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協 若しくはこれに介入すること、 若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その 又は労働組合の運営のための経費の 議し、 又は交渉することを使用者が許すこ 支払につき
- ことを理由として、 規定による命令に対する再審 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第二十七条の十二第一 若しくは労働関係調整法 その労働者を解雇し、 査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、 (昭和二十一年法律第二十五号) その他これに対して不利益な取扱いをすること による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、 若しくは当事者に和解 若しくは発言をし 項 を勧

(法人である労働組合)

第十一条 なる。 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、 その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人と

- 2 この法律に規定するもの 0) 外、 労働組合の 登記に関して必要な事項 は、 政令で定める
- 3 労働組合に関して登記すべき事項は 登記 た後でなけ ń ば第三者 に対抗することができない。

(不当労働行為事件の審査の開始)

第 一十七条 労働委員会は 使用者が第七条の規定に違反した旨 の申立てを受けたときは、 遅滞なく調査を行い、 必要があると認めたときは

当

申立 証拠を提出し、 一てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、 証人に反対尋問をする充分な機会が与えられなければならない。 審問の手続にお いては、 当該使用者及び申立人に対し、

2 を受けることができない。 労働委員会は、 前項の申立てが、 行為の日 (継続する行為にあつてはその終了した日) から一年を経過した事件に係るものであるときは、

 \bigcirc 玉 [有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) (抄

国 |有財産の範囲

第二条 この法律において国 |有財 産とは、 国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、 若しくは寄附により国有となつた財産であつ

て次に掲げるものをいう。

不動産

船舶、 浮標、 浮桟橋及び浮ドック並びに航空機

 \equiv 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

五. 四 地上権、 地役権、 鉱業権その他これらに準ずる権利

権、 著作権、 商標権、 実用新案権その他これらに準ずる権利

六 権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利 株式、 新株予約権、 社債 (特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、 (国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。 短期社債等を除く。 地方債、 信託の受益

2 (略

 \bigcirc 水産資源保護法 (昭和二十六年法律第三百十三号) 抄

(センターが実施すべき人工ふ化放流

第 二十条

2 前項の計画においては、当該年度において人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めなければならな

3 農林水産大臣は、 第 項 の計画を定めようとするときは、 水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は 第 項の計画を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表するとともに、 センターに通知しなければならな

5 ンター は 前項の 規 定による通知を受けたときは、 当該計画に従つて人工ふ化放流を実施 なけ ればならない。

械 化 促進法 (昭和) 二十八年法律第二百五十二号) 抄

 \bigcirc

(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)

第五 針」という。 4条の二 農林水産大臣 を定め なけ は、 ればならない。 政令で定めるところにより、 高性能農業機械等の試験研 究 実用化の 促 進及び導入に関する基本方針 (以 下 基 本方

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

る事項 並 一びに当該技術に係る設備及び情報の 高性能農業機械実用 化促 進事業 (研究機構が行う高性能農業機械 提供を行う事業をいう。 以下同じ。 の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術 0) 対象とすべき高性能農業機械 その目標及びその実施方法に関 \mathcal{O} 確 立

以下同じ。 特定高性能農業機械 0) 種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事 (高 性 能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機 項 械で政令で定め るも 0 を いう。

兀 その 他高性能農業機械等 の試験研究、 実用化の促進及び 導入に関し必要な事 項

3 農林水産大臣 は 情勢の推移により必要が生じたときは、 基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は 基本方針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 第二項第二号に掲げる事項について経済産業大臣に協議 Ļ カ つ、 農

業資材審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならない。

(検査)

第六条 国は、 農業機械化の 促進に資するため、 この法律の規定により、 農機具の検査を行なう。

2 「査」という。 前 項 (T) 検査 は、)とする。 依頼による農機具の型式についての検査 (以 下 「型式検査」 という。 及びその成果を確保するための事後の検査 (以 下 事 後

3 型式検査の実施は、研究機構に行わせるものとする。

(依頼の手続)

第八条 型式検査の依頼は、研究機構に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2 依 類者は、 前 項の規定により検査依頼書を提出する際、 研 究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

(検査成績)

第八条の二 依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合にあつては合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。)検査 一成績表を、 研究機構は、 その他の場合には検査成績表を添えて、 型式検査を実施した結果、 その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格 その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、 その農機具の型式名 検査 成績及び 証 及

- 2 農林 でド 依 頼 水 者 産 の氏 大臣 名又は名称 は 前 項 \hat{O} を公示しなけ 規定により合格に係る農機具 ń ば ならな の 型 式に 0 V ての 報告を受けたときは、 そ 0 農 機 具 0 型式 名 検 査 成績 0 概 要、 合 格
- 3 ない者にあつては 第 項 0 規定による通知に係る検査成績に不 六十 白 以 内 に、 農林水産大臣に対し書面でこれを申し出ることができる。 服がある者は、 その 通 知を受け た日 0) 翌 日 から起 算して三十日以内 (本邦 方内に 住 所又は 居 所 を 有

0 変更の 届 出 等

- 第十条の二 ときは、 研 究機構 これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならな 第九条第 に対し、 その 項の規定により検査合格証票を付することができる者は、 変更に係る事項を届け出るとともに、 その事項が第八条の二第一項の検査合格証 その氏 名若しくは名称又は当該農機具の型式名を変更し 又は検査成 為績表 0) 記 載事 項 変更に たときは
- 2 人は当該 査合格証又は 入又は販 第九条第一 分割 売 項の 0 により当該 事業の 検査成績 規定により検査合格証票を付することができる者が死亡し、 全部 表の記載事項の変更に係るときは、 事 業 を承継させるものに限る。) の全部を承継した法人は、 をした場合には、 遅滞なく、 これらの書類を提出してその書換交付を求めなければ 研究機構に対し、 当該 以相続人、 合併 かし、 その旨を届け 当該 又は 分割 合併によつて設立し若しくは当該 **当** 出るとともに、 該検査 合格証票に なら その ない。 係 事 項が る型式の 合併 第八条の二第一 農機 後存続する法 具 0) 製 項
- 3 0 績 承認を受けた者は、 第九条第一 表の交付を求め 項 0 なけ 般承継人のうち分割により当該型式の農機具 遅 ればならない。 滞 なく、 研究機構に対し、 その旨を届け出るとともに、 の製 造 輸入若しくは販売の事業 当該型式の農機具に係る第八条の二 の 一 部 『を承継、 した法 第一 人又は 項 0 検査合格証 同 項 \hat{O} 農 林 及び 水 産 検査 大臣
- 4 とともに、 研 究機構 第一 は 項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に 前 三項の 規定による請求が あつた場合には、 請 求に係る第八条の二第 項 0) 検査合格 報告 証 又は L なけ 検 査成績表の ħ ば なら な 書換交付 又は 交付を行
- 5 農林水産大臣は 前 項 の規定による報告を受けたときは、 その旨を公示しなけれ ば ならな \ \
- 6 第四 項から第三項 研究機構の べまで 農機具の \hat{O} 規定による請求をする者は、 改良に関する試験研究等の 研究機 業 構が業務方法書で定める額 の手数料 を研 究機構に対 納 付 な け れ ば なら
- かつ効率的に行い、 研究機構は、 その 農 試験 業機 械 研 化 究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、 の促進に資するため、 農機具の改良等に関する試 験研究及び 次 の業務を行 調査等 並びに農機具についての検査の業務 を総 合的
- 農業機 械化 0 促進に .資するためにする農機具の改良に関する試験研究及び調査 を行うこと。
- \equiv 営業機 械 画に係る高性能農業 化 適応農業資材 0 開 機械実用化促 発に関する試 進 事業の 験研究及び 実施に必 調 査 を行うこと 要な資金の出資を行うこと

認定

計

- 兀 式 検 査 0 実 天施等第1 三章 0 規 定によりその 業務に属させら れた事項を処理すること。
- 五. 機 具 の鑑定を行うこと。

- 六 第一号及び第三号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前 !項第一号に掲げる業務 (高性能農業機械の開発に関するものに限る。 及び同項第三号に掲げる業務は、 基本方針に従つて行うものとする。
- 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)(抄

(定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用 語 の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる

時 令のこれらに相当する規定を含む。 職員 勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、 常時勤務に服することを要する国家公務員)による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まない 第七十九条又は第八十二条の 規定 他 のと . の 常 \mathcal{O} 法

二~七 (略)

する。

)をいう。

2 · 3 (略)

(設立及び業務)

第三条 掲げる職員を除く。)をもつて組織する国家公務員共済組合 各省各庁及び公社ごとに、 その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員 (以下「組合」という。)を設ける。 (次項各号に掲げる各省各庁にあつては、 同項各号に

- 2 前項に定めるもののほか、 次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をも つて組織する組 合を設ける。
- 一 内閣 防衛庁及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に属する職員
- 法務省 矯正管区、 刑務所、 少年刑務所、 拘置所、 少年院、 少年鑑別所、 婦 人補 導院及び 政令で定める機関に 属する職
- 三 厚生労働省
- 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職
- ロ 地方社会保険事務局及び社会保険事務所に属する職員

四 (略)

3 組 合は、 第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各号に掲げる長期給付を行うものとする

4 V 介護保険法 · う。 組 合は、 国民健康保険法 前項に定めるも (平成九年法律第百二十三号) ののほか、 昭昭 和三十三年法律第百九十二号) 老人保健法 第百五十条第一項に規定する納付金 (昭和五十七年法律第八十号)第五十三条第一項に規定する拠出金 第八十一条の二第一項に規定する拠出金 (以 下 「介護納付金」という。 (以 下 「退職 及び国民年金法 者給付拠出 (以下 「老人保健拠 (昭和三十 という。 出 兀 金」と 年法

政 律第百四十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠 調整拠出 金の拠出に関 する業務を行う。 出 金 以 下 「基礎年金拠出金」という。 の納付並びに第百二条の二に規定する財

5 祉 事業 組合は、 (第五章を除き、 前二項に定めるもののほか、 以下「福祉事業」という。)を行うことができる。 組合員の福 祉 の増進に資するため、 第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条第一 項各号に掲げる福

(船員組合員の資格の得喪の特例)

第百十九条 ては、 船員保険法 船員保険の被保険者 (昭和十四年法律第七十三号)の定めるところによる。 (以 下 「船員」という。)である組合員 (以 下 「船員組合員」という。) の船員組合員としての資格の得喪につい

別表第三 (第百二十四条の三関係)

名称	根 拠 法
独立行政法人国立青年の家	独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第百六十九号)
独立行政法人国立少年自然の家	独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第百七十号)
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法(平成十二年法律第八十八号)
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)
独立行政法人大学評価·学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号)
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第百十六号)
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号)
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法 (平成十一年法律第二百三号)

○ 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)(抄)

第十五条 ノ組合員 国家公務員共済 (以下単 組 合員ト称ス) 組 合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) タル被保険者ニ対シテハ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ 又ハ地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) 二依 ル共済組

- 2 於テハ其ノ者ガ再ビ被保険者タル組合員ト為ル迄 組合員タル被保険者タリシ者ニ対シテモ前項ト同様トス但シ組合員タル被保険者ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル · ノ 間 ハ此 ノ限ニ在ラズ 際ナ ホ 本法 適用ヲ受クル 場 合
- 3 資格ヲ取得シタル日以後 前 丽項本文 ()規定 組合員タル被保険者タリシ者ガ組合員タル ノ期間ニ基ク本法ニ依ル保険給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ 被保険者以外ノ被保険者 ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ者 ニ対シ其 ノ被保険者

4 給付ハ之ヲ為サズ 前三項 ノ規定ニ依リ 本 法 三依 ル保険給付ヲ受クル コ トヲ得ザ ル 間 = 死亡シタル 被保険者又 ハ被保険者タリシ者 ノ遺 後族ニ対 ベシテハ 本法 = 依 ル 保 険

第十五条ノ二 組合員タル被保険者ニ付テハ保険料ハ之ヲ徴収セズ

第十七条 ス 但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法 船 員法 (昭和二十二年法律第百号) 第一 条二 規定スル ノ適用ヲ受クルモノハ此 船 員 (以下船員 (ト称ス) ノ限ニ在ラズ \vdash シテ船舶所 有者 = 使用セラルル者 船員保険 ノ被 保 険

○ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)

第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

2 員 保険 前 :項の規定にかかわらず、 法 昭 和十四 年法律第七 玉 十三号) の直営事業、 第十七条の規定による船員保険の被保険者につい 官公署の事業 (労働基準法 (昭和二十二年法律第四 ては、 + -九号) 0) 法 律 別表第一に掲げる事業を除く。 は これを適用 な 及び

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄

(趣旨)

第 合等に関し必要な事 条 この法律は、 項を定めるものとする。 労働保険 の事業の効率 的 な運営を図るため、 労働保険 0 保険関係 の成立及び消滅、 労働保険料の納 付 0) 手続、 労働保険 事務 組

(定義)

第二条 する。 害補償保険 この法律において (以下 労災保険 「労働保険」とは、 とい 、 う。 及び 労働者災害補償保険法 雇 用保険法 (昭 和四 十九年法律第百十六号) (昭 和二十二年法律第五十号。 による雇用保険 以下 「労災保険法」という。 (以 下 雇 用保 険 لح による労働 V 、 う。 を総 者災 称

2~4 (略)

(保険関係の成立)

第三条 労災保険法第三条第 項 の適用事業の事業主については、 その事業が開始された日に、 その事業につき労災保険に係る労働保険 0 保険関

(以下「保険関係」という。)が成立する。

第四 条 雇用保険法第五条第 項 0 適用事業の 事業主に つい て は その事業が 開 始 だされ た日に、 その 事 業に つき 雇用保険に 係 る保険 関 係 が 成 <u>\f</u> する。

(継続事業の一括)

第九 業主が当該二以 条 事 業主が同 上の 一人である二以上の事 事業について成立している保険関係の全部又は 業 (有期事業以外の事業に限る。 部 を であつて、 0) 保険関係とすることにつき申請をし、 厚生労働省令で定める要件に該当するものに 厚生労働大臣の 認 関 可 が 当 あ った 該

る労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は)第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。)は、これらの事業のうち厚生労働大Eときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者 厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。啖者を除く。以下同じ。)は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいず (船員保険法 (昭 和 れか 十四年法律第七十三号 の事業に使用され

(一般保険料の額)

第十一条 一般保険料の額は、 賃 金総額に第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2 前項の 賃金総額」とは、 事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 (略

○ 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号) (抄)

(緊急時の要請等)

第二十七条 は、 国の関係行政機関の試験研究機関に対し、 委員会は、 食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、 食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。 又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるとき

国の関係行政機関の 試 |験研究機関は 前項の規定による委員会の要請があったときは、 速やかにその要請された調査、 分析又は検査を実施 しな

ければならない。

2

3

○ 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(日本

非課税文書)

第五 条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、 次に掲げるも のには、 印紙税を課さない。

別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

一 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

別表第二 非課税法人の表 (第五条関係)

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)	軽自動車検査協会
中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)	漁業信用基金協会
沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)	沖縄振興開発金融公庫
	名称

広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法 (昭和三十二年法律第八十三号)
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)
市街地再開発組合	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十
	七号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)
信用保証協会	信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号)
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)
地方道路公社	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)
独立行政法人(その資本の金額若しくは出資	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する
金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有	個別法
に属しているもの又はこれに類するもののう	
ち、財務大臣が指定をしたものに限る。)	
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)

	定による特定の地域における施設の整性化の一体的推進に関する法律(平成等が号)第七号)第九号(中心市律	十年法律第九十二号)第二十二条第一項の規定による特定地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的 一項第一号から第四号まで 第五号に及びご 第六号 第
独立行政法人中小企業基盤整備機構	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(立行政法人中小企業基盤整備機構法
	事業に関する文書	一項第一号(中央会の事業の範囲の特例)の恵
同法第二条第三項(定義)に規定する中央会	(昭和四十五年法律第七十七号) 第三条第	清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和
団体の公金の取扱いをする者		
日本銀行その他法令の規定に基づき国庫金又は地方公共	関する文書	国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関
作成者	名	文
		別表第三 非課税文書の表 (第五条関係)
法律第百五十六号)	放送大学学園法(平成十四年法律第五	放送大学学園
の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)	密集市街地における防災街区の整備の	防災街区整備事業組合
七年法律第三百五十五号)	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法	農林漁業金融公庫
(昭和三十六年法律第二百四号)	農業信用保証保険法(昭和三十六年法	農業信用基金協会
录百二十二号)	農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)	農業協同組合中央会
(年第十九号)	年金資金運用基金法 (平成十二年法律第十九号)	年金資金運用基金
九十七号)	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十	日本郵政公社
年法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律	日本中央競馬会
弗三百五号)	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三	日本赤十字社
年法律第七十三号)	日本政策投資銀行法(平成十一年法律	日本政策投資銀行
十七年法律第四十一号)	日本下水道事業団法(昭和四十七年法	日本下水道事業団
年法律第百三十三号)	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年	日本勤労者住宅協会
	農業委員会等に関する法律	都道府県農業会議
年法律第百十九号)	土地区画整理法(昭和二十九年法律第	土地区画整理組合
		土地改良事業団体連合会
		土地改良区連合
九十五号)	土地改良法(昭和二十四年法律第百九	土地改良区

	業務の範囲)の業務に関する文書
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(
	及び第四号(業務の範囲)の業務に関する文書
独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十条第一項第三号
)第十三条第一項第一号から第三号まで(業務の範囲)の業務に関する文書
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第百九十二号
	一項第一号、第二号及び第八号(業務の範囲等)の業務に関する文書
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)第十八条第
	二号(業務)の業務に関する文書
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十三条第一項第
)第六条第一号(機構による施設整備事業の推進)の業務に関する文書
	発事業の推進)の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号
	法(平成二年法律第三十五号)第六条第一項第一号(機構による特定通信・放送開
	第一号から第七号まで(業務の範囲)の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)第十三条第一項
	公団法第十九条第一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務に関する文書
	第三十六条(地域振興整備公団法の一部改正)の規定による改正前の地域振興整備
	業務の特例)の業務並びに日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則
	法に係る業務の特例)の業務及び同法附則第八条の二(旧新事業創出促進法に係る
	等に係る業務の特例)に規定する債務の保証に係る業務、同法附則第八条(旧繊維
	第一項(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法
	第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)までの業務、同法附則第七条
)に掲げる業務、同法附則第四条(特定産業集積活性化法に係る業務の特例)から
	げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項(業務の範囲
	る工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。)、第十二号並びに第十三号に掲
	法律(平成十一年法律第十八号)第三十一条第一項の規定による特定の地域におけ
	備、出資等の業務に限る。)、第十号(中小企業の新たな事業活動の促進に関する

に関する は地方公務員共済組合の組合員 地方公務員共済組合の組合員 家公務員共済組合の組合員 家公務員共済組合の組合員 家公務員共済組合の組合員	
家公務員共済組合の組	文書 文書 文書 大学のでは、日本のでは
家公務員共済組合の組国家公務員共済組合、	
国家公務員共済組合、	(福祉事業)の貸付け並びに同項第四号及び第五号(福祉事業)の事業に関する文
	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十八条第一項第
	文書
.関する (加入者)に規定する加入者	号(福祉事業)の貸付け並びに同項第四号及び第五号(福祉事業)の事業に関する
項第三 日本私立学校振興・共済事業団又は同法第十四条第一項	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十六条第一項
を受ける者	号及び第六号(業務の範囲)に規定する資金の貸付けに関する文書
条第五 独立行政法人自動車事故対策機構又は当該資金の貸付け	独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条第五
	する文書
けに関 当該資金の貸付けを受ける者	母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に定める資金の貸付は
	金の貸与に係る消費貸借に関する契約書
医官修学資 当該修学資金の貸与を受ける者	矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)に定める矯正医官的
	金の貸与に係る消費貸借に関する契約書
修学資 当該修学資金の貸与を受ける者	公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十二年法律第六十五号)に定める公衆衛生修学資
	第百九十二号)に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるもの
年法律 当該資金の貸付けを受ける者	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国民健康保険法(昭和三十三年法律
	文書
関する一の融通を受ける者	る生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する
に規定す 社会福祉法人その他当該資金を融通する者又は当該資金	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号(定義)に担
資の貸与を受ける者 支援機構の業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学工項第 独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本学生	一号(業務の範囲)に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第

同法の規定による事業主又は同法第三十三条第三項に規	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める
	漁業共済組合連合会が保存するものを除く。)
	号(業務)に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書(漁業共済組合又は
会	又は同法第百九十六条の三第一号(業務)に定める資金の貸付け若しくは同条第二
漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合連合	漁業災害補償法第百一条第一項(事務の委託)に規定する事務の委託に関する文書
受払いに関する業務の委託を受けた金融機関	業務に係る金銭の受取書
立行政法人勤労者退職金共済機構から退職金共済証紙の	うち、同法第四十四条第四項(掛金)に規定する退職金共済証紙の受払いに関する
法第七十二条第一項(業務の委託)の規定に基づき、独	手帳の交付)の退職金共済手帳又は同法第七十条(業務の範囲)に規定する業務の
同法第二条第六項(定義)に規定する共済契約者又は同	中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七条第三項(退職金共済
	に規定する給付に関する文書
	条第三項(支給要件)、第三十七条第三項(支給要件)及び第四十条(支給要件)
	八号)第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する同法第三十三
	一号(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十
	又は第百三十七条の十五第一項(連合会の業務)に規定する給付及び同条第二項第
国民年金基金又は国民年金基金連合会	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百二十八条第一項(基金の業務)
	の業務)に掲げる業務に関する文書
	務及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百六十条第一項各号(支払基金
	掲げる業務、国民健康保険法第八十一条の十第一項各号(基金の業務)に掲げる業
社会保険診療報酬支払基金	老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項各号(基金の業務)に
国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会	国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書
	共済に関する共済掛金受取書
	保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任
保険会社又は同法第六条第二項に規定する組合	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)に定める自動車損害賠償責任
	九十一条の六第二項(裁定)に規定する給付に関する文書
	会の業務) に掲げる事業並びに確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第
	第一項及び第二項(連合会の業務)に規定する給付並びに同条第四項第一号(連合
厚生年金基金又は企業年金連合会	厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項まで(基金の業務)又は第百五十九条

保険 務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第 独立行政法人農業者年金基金法 確定給付企業年金法第三十条第三項 介護保険法第百七十六条第一 労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書又は同法第三十三条第 (業務の特例)に規定する給付に関する文書 事務組 合) の規定による労働保険事務の委託に関する文書 項第 (平成十四年法律第百二十七号) 号 (裁定) (連合会の業務) に規定する給付に関する文書 に掲げる業務に関する文書 第九条第 項 号 (労働 (業 号 号 国民健康保険 定する労働保険 企業年金基金 独 立行政: (業務の委託) 法人農業者年金基金又は同法第十条第 团 事務 体連合会 に規定する農業協同組合 組合 項 第二

 \bigcirc 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) 抄

第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

農林水産業及び食品産業その他 の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び 研 究の基本的な計 画 0) 企画及び立案に関

兀

すること。 農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究と農林水産省の所掌事務のうち本省及び外局 の内部部局に係るものとの連絡調 二 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究に関する事務

農林水産省の試験研究機関及び農林水産 省 の所管する独立行政法人の行う試験及び研究の状況及び成果の調査に関すること。

五. 次に掲げる独立行政法人に関すること。

1 (略)

口 独立行政法 人農業生物資源研究所

独立行政法人農業環境技術研究所

ニ・ホ (略)

独立行政法人国際農林水産業研究センター

六 都道府県その他の者の 行う農林水産業及び食品産業その 他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の 助 成に関す

ること。

七

農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び 研究を行う者の資質の向 上に .関すること。

整 に の調整に関すること。